

所得基準額、特別控除額、給与所得額については、振興会ホームページ（収入要件試算表）で確認できますが、参考資料として送付します。（所得の算定方法については、「奨学資金の貸与を希望する皆さんへ」P.4参照。）

I. 所得基準額表・特別控除額表

別表第1 所得基準額表

区 分		基 準 額
世 帯 人 員	1人	105万円
	2人	168万円
	3人	193万円
	4人	209万円
	5人	224万円
	6人	237万円

備考

世帯人員が6人を超える場合は、1人増すごとに12万円を世帯人員6人の基準額に加算する。

別表第2 特別控除額表

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額			
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯であること。	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき)	小 学 校		8万円	
		中 学 校		16万円	
		高 等 学 校	自宅通学		自宅外通学
			国・公立	28万円	47万円
		高等専修学校	私 立	41	60
			国・公立	36	55
		大 学	私 立	60	80
			国・公立	59	102
		専修学校	私 立	101	144
			国・公立	17	27
			私 立	37	46
			国・公立	22	62
			私 立	72	112
	(3) 障害のある人のいる世帯であること。	障害のある人1人につき 86万円			
	(4) 長期に療養を要する人の居る世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。			
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額。			
B と する 控 除 本人を 対象	申請者本人が高等学校に在学している場合。 (ただし、進学予定者については一律28万円)	高 等 学 校	自宅通学		自宅外通学
			国・公立	28万円	47万円
		高等専門学校	私 立	41	60
			国・公立	36	55
		専修学校高等課程	私 立	60	80
			国・公立	17	27
			私 立	37	46

備考 1：A欄の「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除には申請者本人は含めない。

2：A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。